

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市新津鉄道資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長 中原八一

新潟市条例第 41 号

新潟市新津鉄道資料館条例の一部を改正する条例

新潟市新津鉄道資料館条例（平成 16 年新潟市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

（7） 多目的ホール

別表第 1 常設展示の項個人の欄中「300」を「390」に改め、同項団体の欄中「240」を「310」に改め、同項年間観覧券（1 年間につき）の欄中「1,000」を「1,300」に改め、同項個人の欄中「200」を「260」に改め、同項団体の欄中「160」を「200」に改め、同項年間観覧券（1 年間につき）の欄中「700」を「910」に改め、同項個人の欄中「100」を「130」に改め、同項団体の欄中「80」を「100」に改める。

別表第 2 ミニ SL の項使用料の額（1 人 1 回につき）（円）の欄中「100」を「130」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条に 1 号を加える改正規定並びに次項及び第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の新潟市新津鉄道資料館の利用に係る使用料について適用し、施行日前の新潟市新津鉄道資料館の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に発行された改正前の別表第1に規定する年間観覧券は、当該年間観覧券に記載された有効期限日までの利用に限り、施行日以後の利用について改正後の別表第1に規定する年間観覧券とみなして使用することができる。